

厚生労働省静岡労働局発表 平成 27 年 11 月 27 日(金)

静岡労働局 職業安定部

担|職業対策課長 池田 友久 課 長 補 佐 加子 勝巳

当 障害者雇用担当官 佐野

雷 話 054-271-9973

# |民間企業の実雇用率1.86%、達成企業割合49.4%|

3年連続で雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 雇用障害者数が初めて1万人を超える。

~平成27年6月1日現在、静岡県内の障害者雇用状況の集計結果~

静岡労働局では、障害者雇用促進法に基づいて、常時雇用する従業員の一定割合(法定 雇用率、民間企業の場合は2.0%)以上の障害者を雇うことを義務付けている事業主などか ら、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、報 告を求めています。

このほど、平成27年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表 します。

# 【集計結果の主なポイント】

- 1 〈民間企業〉【法定雇用率2.0%】

  - ・雇用障害者数 **10.021.5**人(対前年比 4.5%、434 人増)
  - 実雇用率

- 1.86%(対前年比 0.06ポイント増)《全国 1.88%》
- ・法定雇用率達成企業割合 49.4%(対前年比 1.8 ポイント増)《全国47.2%》
- 2 〈公的機関〉

- \* ( ) は前年の値
- 【法定雇用率2.3%】
  - ·雇用障害者数 **184.0**人(172.5人)、実雇用率 **2.48**%(2.33%)
- 市町等 【法定雇用率2.3%】
  - ·雇用障害者数 715.5人(681.0人)、実雇用率 2.37%(2.29%)
- ○教育委員会【法定雇用率2.2%】
  - ·雇用障害者数 421.0人(418.0人)、実雇用率 2.03%(2.02%)
- **3 <独立行政法人等>**【法定雇用率 2.3%】 \* ( ) は前年の値

  - ・雇用障害者数 105.5人(84.0人)、実雇用率 2.25%(1.87%)

# 障害者雇用状況報告の集計結果 (概要)

# 1 民間企業における雇用状況

## (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率【第1表、第3表、第8表、第9表】

- ①民間企業(50人以上規模の企業:法定雇用率2.0%)に雇用されている障害者の数は 10,021.5人で、前年より4.5%(434人)増加し、過去最高を更新した。
- ②雇用者のうち、身体障害者は 6,627.5人(対前年比1.3%増)、知的障害者は2,766.5人(対前年比8.5%増)、精神障害者は627.5人(対前年比27.3%増)と、いずれも前年度より増加しており、特に精神障害者の増加幅が大きくなっている。
- ③実雇用率は、1.86%(前年は1.80%)と過去最高を記録し、法定雇用率達成企業の割合は、49.4%(前年は47.6%)と上昇した。

### 【参考】

- →実雇用率は全国平均1.88%を下回ったが、法定雇用率達成企業の割合は全国平均47.2%を上回った。
- →実雇用率の全国順位は31位、法定雇用率達成企業の割合は38位であった。

### (2) 産業別の状況【第2表、第4表】

- ①産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が199.0人、「製造業」が4,431.5人、「情報通信業」が128.5人、「運輸業」が534.5人、「卸・小売業」が1,239.5人、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」が497.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が214.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が329.5人、「教育、学習支援業」が72.0人、「医療、福祉」が1,551.0人、「複合サービス事業」が140.5人、「サービス業」が546.5人であった。
- ②産業別の実雇用率では、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.78%)、「医療、福祉」(2.32%)は、法定雇用率を上回っている。
- ③加えて、「製造業」(1.91%)は、民間企業全体の実雇用率 1.86%を上回っている。

### (3) 企業規模別の状況【第5表、第6表】

- ①企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50人以上100人未満規模企業で 1,530.5人、100人以上300人未満で2,592.0人、300人以上500人未満で1,099.5人、500人以上1,000人未満で1,516.5人、1,000人以上で3,283.0人であった。
- ②実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.86%と比較すると、

- →1,000人以上規模企業(2.08%)、500人以上1,000人未満(1.98%)については上回っている。
- →300人以上500人未満規模企業(1.74%)、100人以上300人未満(1.73%)、50人以上100人未満(1.67%)については下回っている。
- ③法定雇用率達成企業の割合は、50人以上100人未満が46.4%、100人以上300人未満が54.8%、300人以上500人未満が43.8%、500人以上1,000人未満が46.1%、1,000人以上が50.9%であった。

## (4) 法定雇用率未達成企業の状況 [第7表]

- ①平成27年の法定雇用率未達成企業は1,331社。 そのうち、不足数が0.5人または 1人である企業(1人不足企業)が、71.2%(948社)と約7割を占めている。
- ②また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、62.3%(829社)となっている。

# 2 公的機関における在職状況

- (1) **県の機関**(法定雇用率2.3%) **【第10表、第11表、第18表】** 県の機関に在職している障害者の数は184.0人、実雇用率は2.48%であった。 全3機関全てが達成。
- (2) 市町等の機関(法定雇用率2.3%) 【第12表、第13表、第19表】 市町等の機関に在職している障害者の数は715.5人、実雇用率は2.37%であった。 44機関中、42機関が達成。
  - 【未達成の市町等の機関】小山町、掛川市・袋井市病院企業団
- (3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%) 【第14表、第15表、第20表】 県等の教育委員会に在職している障害者の数は421.0人、実雇用率は2.03%であった。
  - 4機関中、1機関が達成。
  - 【未達成の県等の教育委員会】

静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会

# 3 独立行政法人等における雇用状況

【第16表、第17表、第21表】

独立行政法人等(法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は105.5人、実雇 用率は2.25%であった

6機関中4機関が達成。

【未達成の独立行政法人等】

国立大学法人静岡大学、国立大学法人浜松医科大学

# 4 今後の取り組み

静岡労働局、ハローワークでは、「障害者雇用促進法」に基づき、未達成企業に対し、雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告等により厳正な指導を実施する。その際、個々の未達成企業の状況に応じ、以下の支援措置を活用した指導を行う。

特に、民間企業に率先垂範すべき立場にある公的機関については、早期の達成に向けた 指導を実施する。

- (1) 職域開発に向けた支援、雇入れに係る助成制度や作業施設改善等の助成金を活用した雇用の促進を図る。
- (2) 雇用実績のない企業、特に1人不足企業に対しては、「障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)」を周知し、同奨励金を活用した雇用の促進を図る。
- (3) ハローワークが中心となって地域の福祉施設、特別支援学校や障害者就業・生活支援センターなどと連携した「チーム支援」により、就職の準備段階から就職後の職場定着までの一貫した支援を行うことにより雇用の促進を図る。
- (4) 雇用実績のない企業に対しては、障害者雇用企業の見学を促し、障害者雇用についての不安を払拭し、雇用の促進を図る。
- (5) 福祉・教育・医療から雇用への移行をより進めるため、職場実習を推進し体験する ことを通じて障害者、関係者、企業との相互理解を進め、雇用への移行を促進する。

# 平成 27 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

# <目次>

I	民間企業	におり	ナるほ	雇用	状況	7.																			
		障害者				_	•					•		•	•		•			•	•			•	1
	第2表	障害者					産:	業!	別(1)		•		•		•		•	•	•	•		•		•	1
	第3表	障害種				_ `		•	•			•	•	•	•		•			•		•		•	2
	第4表	障害種			_			産:	業別	¦[])		•	•		•	•	•	•	•	•		•		•	3
	第5表	障害者								• • •			•	•			•	•	•		•			•	4
	第6表	障害種				_ `			/	;[])		•	•			•	•	•	•		•			•	4
	第7表	障害者						-		.,	月率	玄未	き	到	沚	:業	4	•	•	•	•		•		5
	第8表	民間公														•	•		•		•	•	•	•	6
	,,,	都道府										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
п	地方公共	:田休!	ーおり	ナス	陪当	≥≠	·雇	⊞	₩;																
<b>n</b> (1			-				-	, 13	10\ X	<b>/</b> b															
(I	第 10 表	概況	∧ <b>∟</b> /⊞	.) [] —		•	• •			•									•	•			•	•	8
	第11表	障害	種別	左前	₩\ <del>\\</del> `	<b>∕</b> ₽				•															8
(2					或小、 至用:		) (	0/2	)																O
( <u>~</u>	第 12 表	概況	(12)		<b>主</b> /∏ :	<del></del>	ن. ن	70	• •																8
			<b>活</b> 见	( <del>/ .</del> 16	杂/17×	) <b>—</b>		•		•				_											
(5)	第13表	障害 ***					日本	7 O		• o/ )	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(3			貝会	( };	<b>太</b> 疋,	催力	<b>刊</b>	<u> </u>	4. Z	%o)															0
	第14表	概況	• ∡≆ ⊟ıl	• • ⊡ <del>/ . ·</del> ⊔	#N.117.	· ·	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
Œ	第 15 表	障害 *****					• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
(4	, ,,,		等(	、法人	<b>E</b> Æ,	州台	<u>半</u> 2	7. J	5%,	)															0
	第16表	概況	• 14 Del	• • π-	• • •	· ·	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
Œ	第17表	電割		仕事	<b>散</b> 次:	况	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
(5	)各機関の なれるま			.dD.M	m /:	\	<b>→</b> —	<b>≠</b> 1⊤	7 <del>.J.;</del>	. 0	0.0	·/ \													1.0
	第18表	県機					-							/ \	•	•	•	• '	• '	•	•	• •	•		10
	第19表	市町														0.0	· ·	•	•	• •	•	• '	•	•	10
	第 20 表	県等															<sub>6</sub> )		•	•	•	•	•	•	11
	第 21 表	独立	行政	法人	人等	<i>の</i> 汁	大万	ረ ረ	(法	定	雇.	用	率	2.	3%	<sub>6</sub> )			•	•	•	•	•	•	11
0	法定雇用	率とに	ţ			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
0	障害者雇	用率達	幸成才	旨導	の流	えれ		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13

# 障害者の雇用状況

静岡労働局職業安定部職業対策課 (平成27年6月1日現在)

# I 民間企業における障害者雇用状況

### 第1表 障害者雇用の概況

		1	2	3		障害者	の数(人)			4	(5)	6
E	☑ 分	11 / 2		害者及び重度 知的障害者	害者及び重度 知的障害者で ある短時間労	者,知的障害	D、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分	実雇用率 [ ③E÷② ×100 ] (%)		法定雇用率達成企業割合(%)
					働者							
	平成 27年	2,630	538,594.5	2,393	332	4,468	871	10,021.5	1,012.5	1.86	1,299	49.4
静岡県	対前年増減数	33	4,538.0	37	19	258	166	434.0	11.0	0.06	64	1.8
	平成 26 年	2,597	534,056.5	2,356	313	4,210	705	9,587.5	1,001.5	1.80	1,235	47.6
全 国	平成 27年	87,935	24,122,923.0	106,362	13,534	207,294	39,163	453,133.5	48,377.0	1.88	41,485	47.2
土国	平成 26 年	86,648	23,650,463.5	103,320	12,360	195,279	33,893	431,225.5	45,269.5	1.82	38,760	44.7

# 第2表 障害者雇用の概況(産業別)

		死況(産業別		<u> </u>		 	O #h/   )			•	<b>•</b>	
		① 企業数	② 法定雇用障害者数の	(3) A.重度身体障	B.重度身体障	阿吾名 C. 重度以外	の数(人) D、重度以外の身	F #		④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率	⑥ 法定雇用率達
	区分	止未奴		害者及び重度		の身体障害	体障害者及び知	A×2+B+C+	Fうち新規雇	美権用学 「③E÷② )	達成企業数	成企業割合
	<u>ь</u> л		働者数(人)	知的障害者	知的障害者で	者、知的障害	的障害者並びに	D × 0.5	用分	×100	建成正未效	
		(社)			ある短時間労 働者	者及び精神障 害者	精神障害者であ る短時間労働者			(%)	(社)	(%)
		6	799.5	4	1 0	4	0	12.0	2.0	1.50	3	50.0
4∙B∙C	農・林・漁・鉱業	(6)	( 796.5 )	( 3)	( 0)	( 4)	( 0)	( 10.0 )			( 2)	( 33.3
		86	11.348.5	58	4	77	4	199.0	28.0	1.75	53	61.6
)	建設業	( 79)	( 10,904.5 )	( 56)	( 6)	( 63)	( 5)	( 183.5 )	( 33.0)	( 1.68 )	( 48)	( 60.8
		968	232.159.5	1.161	60	1.998	103	4.431.5	288.0	1.91	507	52.4
Ξ.	製造業	( 962)	( 231.890.0 )	( 1,175)	( 55)	( 1,946 )	( 106)	( 4,404.0 )		( 1.90 )	( 508)	( 52.8
		128	22,376.5	100	16	214	38	449.0	50.5	2.01	78	60.9
9.10	食料品・タバコ	( 135)	( 23,145.0 )	( 92)	( 16)	( 213)	( 39)	( 432.5 )		( 1.87 )	( 79)	
-					0		0				5	( 58.5
11	繊維工業	9	848.0	6		10		22.0	0.0	2.59		55.6
		(8)	( 775.0 )	( 5)	( 0)	( 10)	( 0)	( 20.0)	,	( 2.58 )	( 4)	( 50.0
12.13	3 木材·家具	22	2,850.5	7	0	18	0	32.0	6.0	1.12	7	31.8
		( 20)	( 2,767.5 )	( 6)	( 1)	( 16)	( 0)	( 29.0 )		( 1.05 )	( 7)	( 35.0
14.15	5 パルプ・紙・印刷	97	13,420.5	49	1	109	6	211.0	10.0	1.57	43	44.3
		( 95)	( 13,063.5 )	( 51)	( 2)	( 107)	( 5)	( 213.5)		( 1.63 )	( 50)	( 52.6
16~	18 化学工業	. 88	12,188.0	. 41	4	93	10	184.0	18.5	1.51	40	45.5
<u> </u>	- ***	( 88 )	( 12,322.0 )	( 43)	( 3)	( 87)	( 7)	( 179.5)		( 1.46 )	(41)	( 46.6
21	窯業・土石	8	2,160.0	6	0	16	0	28.0	1.0	1.30	1	12.5
	····· — —	(8)	( 2,248.5 )	(7)	( 0)	( 15)	( 1)	( 29.5)		( 1.31 )	( 1)	( 12.5
22	鉄鋼	9	1,624.0	6	0	14	0	26.0	4.0	1.60	4	44.4
	30(3)7	(7)	( 1,703.5 )	(6)	( 0)	( 13)	( 0)	( 25.0)	( 3.0)	( 1.47 )	( 3)	( 42.9
23	非鉄金属	16	4,722.5	20	0	43	0	83.0	4.0	1.76	7	43.8
20	ラド 以入 立 /内	( 17)	( 4,853.5 )	( 20)	( 0)	( 38)	( 0)	( 78.0)	( 2.0)	( 1.61 )	(7)	( 41.2
24	金属製品	71	7,491.5	62	4	103	7	234.5	11.5	3.13	42	59.2
24	亚周衣吅	( 74)	( 7,540.5 )	(62)	( 3)	( 101)	( 5)	( 230.5)	( 7.5)	( 3.06 )	( 42)	( 56.8
29	電気機械	90	35,803.0	203	11	279	9	700.5	38.0	1.96	48	53.3
29	电×价效似	(83)	( 33,323.0 )	( 194)	( 10)	( 264)	( 10)	( 667.0)	( 37.5)	( 2.00 )	(46)	( 55.4
25~	この 仏 操士	351	111,024.5	577	21	928	31	2,118.5	124.0	1.91	191	54.4
27. 30.31	その他機械	( 348)	( 111,298.5 )	( 591)	( 20)	(919)	( 34)	( 2,138.0)	( 200.0)	( 1.92 )	( 189)	( 54.3
19.20	,	79	17,650.5	84	3	171	2	343.0	20.5	1.94	41	51.9
28.32		( 78)	( 18,849.5 )	( 98)	( 0)	( 163)	( 5)	( 361.5)	( 21.5)	( 1.92 )	( 39)	( 50.0
_	= - 1% - 1.34 dk	6	3,360.5	18	0	26	1	62.5	6.0	1.86	4	66.7
F	電気・ガス・水道業	(5)	( 3.200.0 )	( 19)	( 1)	( 16)	( 1)	( 55.5)		( 1.73 )	( 2)	( 40.0
		58	9.715.5	41	1	44	3	128.5	13.5	1.32	19	32.8
G	情報通信業	(62)	( 9,760.5 )	( 40)	( 1)	( 39)	( 2)	( 121.0 )		( 1.24 )	( 15)	( 24.2
		208	31,345.0	97	26	278	73	534.5	77.5	1.71	98	47.1
Н	運輸業	( 204)	( 30,746.5 )	( 96)	( 19)	( 249)	( 63)	( 491.5)		( 1.60 )	( 91)	( 44.6
		360	76,344.0	262	65	555	191	1.239.5	179.0	1.62	138	38.3
	卸売業・小売業	( 365)	( 77,739.0 )	( 244)	( 64)	( 522)	( 153)	( 1.150.5 )	( 134.5)	( 1.48 )	( 131)	( 35.9
	수해 무차 구화	61	28,278.5	132	9	218	12	497.0	38.5	1.76	18	29.5
J•K	金融·保険·不動 産·物品賃貸業	(61)	( 28,040.5 )	( 137)	( 10)	( 208)	( 13)	( 498.5)	( 111.5)	( 1.78 )	( 19)	( 31.1
		41	5,403.0	18	0	208	2	63.0	5.5	1.17	12	29.3
_	学術研究、 専門・技術サービス											
		( 44 ) 81		( 16) 43	17	92	39			( 1.14 ) 1.87	( 14) 49	60.5
М	宿泊、飲食サービス		11,445.0					214.5	31.0			
		( 77)	( 12,212.5 )		( 14)	( 89)		( 201.5 )			( 44)	( 57.1
N	生活関連サービス・ 娯楽業	( 89	11,871.5	83	8	138	35	329.5	24.5	2.78	42	47.2
	<b></b>	( 95)	( 12,536.0 )	( 86)	( 9)	( 145)	( 33)	( 342.5 )		( 2.73 )	( 43)	( 45.3
<b>o</b>	教育、学習支援業	42	6,372.0	23	0	25	2	72.0	1.5	1.13	5	11.9
		( 35)	( 5,874.0 )					( 82.5 )			( 9)	( 25.7
•	医療、福祉	371	66,917.0	293	116	680	338	1,551.0	232.5	2.32	239	64.4
		( 363)	( 63,786.0 )	( 271)		( 586)		( 1,344.0 )		( 2.11 )		( 55.9
3	複合サービス事業	25	8,641.5	36	4	61	7	140.5	5.0	1.63	9	36.0
		( 25)	( 8,733.5 )			( 51)	, ,	( 128.5)			(8)	( 32.0
R	サービス業	228	34,593.5	124	22	246	61	546.5	80.0	1.58	103	45.2
•	, = , ,	( 214)	( 32,111.5 )			( 229)	( 56)	( 509.0)		( 1.59 )	( 98)	( 45.8
		2,630	538,594.5	2,393	332	4,468	871	10.021.5	1,012.5	1.86	1,299	49.4
	슴 計	( 2,597)	000,004.0	( 2,356)		7,700	0/1	10,021.0	1,012.0	1.00	1,200	

#### 第3表 障害種別雇用の状況

		① 障害	者の数(人)	2		身体障害者の	の数(人)			3		知的障害都	首の数(人)			4	精神障害	言者の数(人)	
区	分	②(A+B+C+D)+	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	害者	B. 重度身体 障害者である 短時間労働者	身体障害者	D、重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	orto ster	B. 重度知的 障害者である 短時間労働 者	C.重度以外の 知的障害者		E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分	A.精神障害者	B. 精神障害者 である短時間 労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
	平成27年	8,064	10,021.5	1,848	207	2,599	251	6,627.5	500.0	545	125	1,391	321	2,766.5	354.0	478	299	627.5	158.5
静岡県	対前年増減数	480	434.0	9	24	34	13	82.5	▲ 63.5	28	▲ 5	144	44	217.0	34.5	80	109	134.5	40.0
	平成26年	7,584	9,587.5	1,839	183	2,565	238	6,545.0	563.5	517	130	1,247	277	2,549.5	319.5	398	190	493.0	118.5
全 国	平成27年	366,353	453,133.5	89,312	9,830	125,334	13,929	320,752.5	26,884.5	17,050	3,704	53,494	12,892	97,744.0	12,282.0	28,466	12,342	34,637.0	9,210.5
土田	平成26年	344,852	431,225.5	87,195	8,867	123,633	12,849	313,314.5	26,347.5	16,125	3,493	48,873	11,174	90,203.0	11,469.5	22,773	9,870	27,708.0	7,452.5

第4表 障害種別雇用の状況(産業別)

) IV - V	文障者種別權用		子の数(人)	(2)		身体障害者	の数(人)			(3)		知的障害	者の数(人)			<b>4</b> )	精神障害	害者の数(人)	
			B.算出障害者数		B. 重度身体	C.重度以外の	D、重度以外	E. <del>11</del>		A.重度知的障		C.重度以外の		E. 計		A.精神障害者			
	区分	②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	2E+3E+4C	害者	障害者である 短時間労働者	身体障害者	の身体障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間労働 者	知的障害者	の知的障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分		である短時間 労働者	A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
<b>4-В-</b> С	農・林・漁・鉱業	8 ( 7 )	12.0 ( 10.0 )	3 ( 3	( 0)	( 2 )	0 ( 0 )	8.0 ( 8.0 )	( - )	1 ( 0 )	( 0)	2 ( 2 )	0 ( 0 )	4.0 ( 2.0 )	( - )	( 0)	0 ( 0)	0.0 ( 0.0	) ( - )
)	建設業	143 ( 130 )	199.0 ( 183.5 )	56 ( 55	4 ( 6)	( 49 ( 40 )	2 2 )	166.0 ( 157.0 )	( - )	2 ( 1 )	( 0)	13	1 ( 1 )	17.5 ( 13.5 )	( - )	15 ( 12	1 2)	15.5 ( 13.0	- ) ( - )
•	製造業	3,322 ( 3,282 )	4,431.5 ( 4.404.0 )	892 ( 911)	32 ( 33 )	1,156	47 (48)	2995.5 ( 3052.0 )	-	269 ( 264)	28	650 ( 598)	32 ( 38 )	1232.0 ( 1167.0 )	( - )	192	24 ( 20 )	204.0	-
9.10	食料品・タバコ	368 ( 360 )	449.0 ( 432.5 )	57 ( 53	8 ( 10 )	99	13	227.5 ( 234.0 )	-	43	8 ( 6 )	96	19	199.5 ( 183.0 )	-	19	6 5)	22.0	-
11	繊維·衣服	16 ( 15 )	22.0	3 ( 2	( 0)	7	0 0 )	13.0	( -	3 ( 3 )	( 0 )	3 ( 2 )	0 ( 0 )	9.0	-	( 0)	0	0.0	-
12.1	3 木材·家具	25	32.0 ( 29.0 )	7	0	9	0 0 )	23.0	-	0	0	3	0 ( 0 )	3.0	-	6 ( 3)	0	6.0	-
14.1	5 パルプ・紙・印刷	165 ( 165 )	211.0 ( 213.5 )	40	1 ( 2 )	74	4 4 )	157.0 ( 165.0 )		9 ( 10 )	0	28	0	46.0 ( 43.0 )	-	7	2	8.0	-
16~	·18 化学工業	148	184.0 ( 179.5 )	25	2	52	3 3 )	105.5 ( 116.5 )	-	16	2	33	2	68.0 ( 48.5 )	-	8	5	10.5	-
21	窯業·土石	( 22 ( 23 )	28.0 ( 29.5 )	6	( 0)	13	0	25.0 ( 25.5 )	-	0	0	1	0	1.0	-	( 3)	0	2.0	-
22	鉄鋼	20	26.0 ( 25.0 )	4	( 0 )	10	0	18.0 ( 18.0 )	-	2	( 0 )	4	0 ( 0 )	8.0	-	0	0	0.0	-
23	非鉄金属	63	83.0 ( 78.0 )	17	( 0 )	32	0 0 )	66.0 ( 63.0 )	-	3 ( 3 )	0	5	0 ( 0 )	11.0	-	6 ( 5)	0	6.0	-
24	金属製品	176	234.5	28	3 ( 2 )	49 ( 49 )	5 3)	110.5 ( 106.5 )	( -	34 ( 35 )	1	51	1 1	120.5 ( 121.5 )	-	3 ( 2)	1	3.5	-
29	電気機械器具	502 ( 478 )	700.5 ( 667.0 )	165	2	153 ( 155 )	3 4 )	486.5 ( 472.0 )	-	38 ( 37 )	9 ( 9 )	97	5 ( 4 )	184.5 ( 169.0 )	-	29	1 ( 2)	29.5 ( 26.0	-
25~ 30.3		1,557 ( 1.564 )	2,118.5 ( 2.138.0 )	459 ( 472	15 ( 16 )	545 ( 553 )	18	1487.0 ( 1522.5 )	-	118	6 ( 4 )	286	5 ( 7 )	530.5 ( 520.5 )	( - )	97	8 8 8 9	101.0	-
19.20		260 ( 266 )	343.0 ( 361.5 )	81	( 0)	113 ( 110 )	1 2)	276.5 ( 295.0 )	( -	3 ( 6 )	( 0 )	43	0 ( 3 )	51.0 ( 52.5 )	( - )	15	1	15.5	- )
	電気・ガス・水道業	45 ( 37 )	62.5 ( 55.5 )	18	0	17	0 0	53.0 ( 51.0 )	( - )	0	0	1 1	0	1.0	( - )	8 ( 3)	1	8.5 ( 3.5	-
3	情報通信業	89 ( 82 )	128.5 ( 121.0 )	41	( 1)	33	2	117.0 ( 111.5 )	( - )	0 ( 0 )	( 0 )	2	0	2.0	( - )	( 8)	1	9.5	-
1	運輸業	474 ( 427 )	534.5 ( 491.5 )	75	19	206	30	390.0 ( 373.5 )	( - )	22 ( 23 )	7 ( 5 )	50	24	113.0 ( 95.0 )	( - )	( 15)	19	31.5 ( 23.0	_ ) ( )
	卸·小売業	1,073	1,239.5 ( 1,150.5 )	187	47 ( 40 )	271 ( 278 )	54 44 )	719.0 ( 696.0 )	( - )	75 ( 66 )	18 ( 24 )	211	69 (62)	413.5 ( 378.0 )	( - )	73	68 (47)	107.0	) ( - )
J-K	金融·保険·不動 産·物品賃貸業	371 ( 368 )	497.0 ( 498.5 )	127	8 ( 9 )	170 ( 159 )	9	436.5 ( 435.5 )	( - )	5 ( 6 )	1 ( 1 )	34 ( 33 )	1 ( 1 )	45.5 ( 46.5 )	( - )	14	2	15.0	_ ) ( - )
-	学術研究、専門・ 技術サービス	46 ( 50 )	63.0 ( 65.0 )	18	( 0)	25 ( 30 )	1 2)	61.5 ( 63.0 )	( - )	0 ( 0 )	( 0)	( 1)	( 0)	1.0	( - )	( 1)	1	0.5	- ) ( - )
и	宿泊・飲食サービス	191 ( 186 )	214.5 ( 201.5 )	28 ( 25 )	12 ( 10 )	44 ( 46 )	12 ( 11 )	118.0 ( 111.5 )	( - )	15 ( 13 )	5 ( 4 )	37 (28)	21 (27)	82.5 ( 71.5 )	( - )	11 ( 15)	6 7)	14.0 ( 18.5	-
1	生活関連サービ ス・娯楽業	264 ( 273 )	329.5 ( 342.5 )	24 ( 26 )	6 ( 5 )	31 ( 33 )	5 ( 9 )	87.5 ( 94.5 )	( - )	59 ( 60 )	2 ( 4)	92 ( 97 )	8 (6)	216.0 ( 224.0 )	- ( - )	15 ( 15)	22 (18)	26.0 ( 24.0	_ ) ( )
>	教育、学習支援業	50 ( 58 )	72.0 ( 82.5 )	17 ( 19 )	0 ( 1 )	18 ( 23 )	0 ( 0 )	52.0 ( 62.0 )	( - )	6 6 )	0 ( 0 )	6 6 )	1 ( 1 )	18.5 ( 18.5 )	_ ( - )	( 2)	1 0)	1.5 ( 2.0	- ) ( - )
•	医療、福祉	1,427 ( 1,182 )	1,551.0 ( 1,344.0 )	216 ( 208 )	57 ( 42 )	338 ( 318 )	51 ( 44)	852.5 ( 798.0 )	( - )	77 ( 63 )	59 ( 65 )	248 ( 201 )	149 ( 111 )	535.5 ( 447.5 )	- ( - )	94 ( 67)	138	163.0 ( 98.5	- ) ( - )
3	複合サービス事業	108 ( 97 )	140.5 ( 128.5 )	36 ( 35 )	( 4 )	43 ( 40 )	3 ( 2 )	120.5 ( 115.0 )	( - )	0 ( 0 )	( 0)	12 ( 9 )	1 ( 1 )	12.5 ( 9.5 )	- ( - )	6 ( 2)	3	7.5 ( 4.0	_ ) ( _ )
₹	サービス業	453 ( 422 )	546.5 ( 509.0 )	110 ( 100 )	17 ( 17)	196 ( 183 )	35 ( 33 )	450.5 ( 416.5 )	( - )	14 ( 15 )	5 ( 5)	32 ( 32 )	14 ( 13 )	72.0 ( 73.5 )	- ( - )	18 ( 14)		24.0 ( 19.0	_ ) ( _ )
	合 計	8,064 ( 7,584 )	10,021.5 ( 9,587.5 )	1,848 ( 1,839 )	207 ( 183 )	2,599 ( 2,565 )	251 ( 238 )	6627.5 ( 6545.0 )	500.0 ( 563.5 )	545 ( 517 )	125 ( 130 )	1,391 ( 1,247 )	321 ( 277 )	2766.5 ( 2549.5 )	354.0 ( 319.5 )	478 ( 398)	299 ( 190)	627.5 ( 493.0	158.5 ) ( 118.5 )

<sup>\* ()</sup>内は、平成26年6月1日時点の数値

#### 第5表 障害者雇用の概況(規模別)

		1		2	3			障害者の	数(人)		4	5	6
		企	業数	法定雇用障害者		B.重度身体障 害者及び重度	C. 重度以外 の身体障害	身体障害者及び	E. 計 A×2+B+C		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
規	模			の算定の基礎と	知的障害者	知的障害者で ある短時間労	者、知的障害 者及び精神障	知的障害者並び に精神障害者で	+D×0.5	F. うち新規雇 用分	3E÷2	達成企業数	率 達 成
				なる労働者数		動者	書者	ある短時間労働			× 100 J		企業割合
		(	社)	(人)							(%)	(社)	(%)
50人~	平成 27年		1,322	91,656.5	341	71	655	245	1,530.5	191.0	1.67	614	46.4
100人未満	平成 26年	(	1,276)	( 88,273.5)	( 329)	( 46)	(613)	( 118)	( 1,376.0 )	( 102.5)	( 1.56)	(611)	( 47.9 )
100人~	平成 27年		960	149,582.5	588	102	1,204	220	2,592.0	337.5	1.73	526	54.8
300人未満	平成 26年	(	972)	( 149,740.5)	( 557)	( 108)	( 1,090)	( 218)	( 2,421.0 )	( 308.5)	( 1.62)	( 477)	( 49.1 )
300人~	平成 27年		176	63,193.0	244	47	495	139	1,099.5	121.0	1.74	77	43.8
500人未満	平成 26年	(	173 )	( 62,080.5)	( 223)	(46)	( 482)	( 144)	( 1,046.0 )	( 100.0)	( 1.68)	( 70)	( 40.5 )
500人~	平成 27年		115	76,482.0	372	46	675	103	1,516.5	116.5	1.98	53	46.1
1000人未満	平成 26年	(	116)	( 74,523.0 )	( 396)	( 50)	(616)	( 91)	( 1,503.5)	( 161.0)	( 2.02)	( 51)	( 44.0 )
1,000人以上	平成 27年		57	157,680.5	848	66	1,439	164	3,283.0	246.5	2.08	29	50.9
1,000人以上	平成 26年	(	60)	( 159,439.0)	( 851)	( 63)	( 1,409)	( 134)	( 3,241.0)	( 329.5)	( 2.03)	( 26)	( 43.3 )
合 計	平成 27年		2,630	538,594.5	2,393	332	4,468	871	10,021.5	1,012.5	1.86	1,299	49.4
	平成 26年	(	2,597)	( 534,056.5)	( 2,356)	( 313)	( 4,210)	( 705)	( 9,587.5)	( 1,001.5 )	( 1.80)	( 1,235)	( 47.6 )

#### 第6表 障害種別雇用の状況(規模別)

		<ol> <li>障害者</li> </ol>	†の数(人)	2	j	身体障害者の数	收(人)			3	5	知的障害者の数	(人)			4	精神障害	害者の数(人)	
区		A.実障害者数 ②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	A.重度身体障害者	B. 重度身体障 害者である短時 間労働者	C.重度以外の 身体障害者	D、重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者	A×2+B+C	F. うち新規雇用 分	A.重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	的障害者	D、重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用 分	A.精神障害者 ·	B. 精神障害者 である短時間 労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用 分
50人~	平成 27年	1,312	1,530.5	222	37	366	46	870.0	-	119	34	231	92	549.0	-	58	107	111.5	_
100人未満	平成 26年	( 1,106)	( 1,376.0)	( 219)	( 18)	( 370)	( 32)	( 842.0)	( - )	( 110)	( 28 )	( 204 )	( 50 )	( 477.0)	( - )	( 39)	( 36)	( 57.0 )	( - )
100人~	平成 27年	2,114	2,592.0	444	63	734	76	1,723.0	-	144	39	367	77	732.5	-	103	67	136.5	_
300人未満	平成 26年	( 1,973)	( 2,421.0)	( 431)	( 64)	( 708)	( 87)	( 1,677.5)	( - )	( 126)	( 44 )	( 304)	( 76)	( 638.0 )	( - )	( 78)	( 55)	( 105.5 )	( - )
300人~	平成 27年	925	1,099.5	198	32	305	50	758.0	_	46	15	139	59	275.5	-	51	30	66.0	-
500人未満	平成 26年	( 895)	( 1,046.0 )	( 182)	( 33)	( 301)	( 45)	( 720.5)	( - )	( 41)	( 13 )	( 138 )	( 66 )	( 266.0)	( - )	( 43)	( 33)	( 59.5 )	( - )
500人~	平成 27年	1,196	1,516.5	276	27	379	38	977.0	_	96	19	208	36	437.0	-	88	29	102.5	-
1000人未満	平成 26年	( 1,153)	( 1,503.5)	( 292)	( 25)	( 357)	( 32)	( 982.0)	( - )	( 104)	( 25 )	( 175)	( 39 )	( 427.5)	( - )	( 84)	( 20)	( 94.0 )	( - )
1,000人以上	平成 27年	2,517	3,283.0	708	48	815	41	2,299.5	_	140	18	446	57	772.5	-	178	66	211.0	-
1,000人放工	平成 26年	( 2,457)	( 3,241.0)	(715)	( 43)	( 829)	( 42)	( 2,323.0)	( - )	( 136)	( 20 )	( 426 )	( 46 )	( 741.0)	( - )	( 154)	(46)	( 177.0 )	( - )
合 計	平成 27年	8,064	10,021.5	1,848	207	2,599	251	6,627.5	500.0	545	125	1,391	321	2,766.5	354.0	478	299	627.5	158.5
	平成 26年	( 7,584)	( 9,587.5)	( 1,839)	( 183)	( 2,565)	( 238)	( 6,545.0 )	( 563.5)	( 517)	( 130 )	( 1,247 )	( 277)	( 2,549.5 )	( 319.5)	( 398)	( 190)	( 493.0 )	( 118.5)

# 5

# 第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率	2			不	足 数				③障害者の
区分	未達成企業の数	0. 5人又は1人	1. 5人又は2人	2. 5人又は3人	3. 5人又は4人	4. 5人以上 9人以下	9. 5人以上 20人以下	20. 5人以上 50人以下	50. 5人以上	数が0人で ある企業数
50人~	708	708	0	0	0	0	0	0	0	706
100人未満	( 100.0% )	( 100.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 99.7%)
100人~	434	194	190	42	8	0	0	0	0	123
300人未満	( 100.0% )	( 44.7%)	( 43.8%)	( 9.7%)	( 1.8%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 28.3%)
300人~	99	28	24	24	17	6	0	0	0	0
300人~ 500人未満 (	( 100.0% )	( 28.3%)	( 24.2%)	( 24.2%)	( 17.2%)	( 6.1%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)
500人~	62	13	11	13	11	14	0	0	0	0
1000人未満	( 100.0% )	( 21.0%)	( 17.7%)	( 21.0%)	( 17.7%)	( 22.6%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)
1 000 Å 131 F	28	5	4	4	5	8	2	0	0	0
1,000人以上	( 100.0% )	( 17.9%)	( 14.3%)	( 14.3%)	( 17.9%)	( 28.6%)	( 7.1%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 0.0%)
合計	1,331	948	229	83	41	28	2	0	0	829
	( 100.0% )	( 71.2%)	( 17.2%)	( 6.2%)	( 3.1%)	( 2.1%)	( 0.2%)	( 0.0%)	( 0.0%)	( 62.3%)

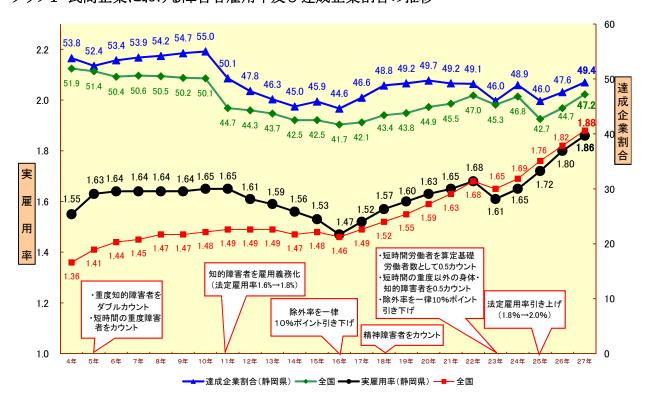
<sup>(</sup>注)1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

<sup>2</sup> ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(各年6月1日現在)

調査年		静岡県			全 国		法定雇用率
网五十	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	(対象企業規模)
平成 4年	6,019	1.55	53.8	229,627	1.36	51.9	
5 年	6,310	1.63	52.4	240,985	1.41	51.4	
6 年	6,488	1.64	53.4	245,348	1.44	50.4	
7 年	6,485	1.64	53.9	247,077	1.45	50.6	1.6% (63人以上規模)
8 年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	(1000)
9 年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	
10年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	
11年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	
12年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	
13年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	
14年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	
15年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	
16年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	
17年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	1. 8%
18年	7,003.5	1.57	48.8	283,750.5	1.52	43.4	(56人以上規模)
19年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	
20年	7,998.0	1.63	49.7	325,603.0	1.59	44.9	
21年	7,937.0	1.65	49.2	332,811.5	1.63	45.5	
22年	8,029.5	1.68	49.1	342,973.5	1.68	47.0	
23年	8,269.0	1.61	46.0	366,199.0	1.65	45.3	
24年	8,574.5	1.65	48.9	382,363.5	1.69	46.8	
25年	9,166.5	1.72	46.0	408,947.5	1.76	42.7	0.004
26年	9,587.5	1.80	47.6	431,225.5	1.82	44.7	2.0% (50人以上規模)
27年	10,021.5	1.86	49.4	453,133.5	1.88	47.2	(== / (-)//////-//

## グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



# 第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所 (特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業に あっては、その親会社の主たる事務所) が所在する都道府県において、集計したものである。

和法中旧名		実 屠	星 用 率	(%)		Ý.	去定雇用率	☑達成企業の	)割合(%	(o)
都道府県名	27年	順位	26年	順 位	対前年増減	27年	順位	26年	順位	対前年増減
全 国	1.88		1.82	$\setminus$	0.06	47.2		44.7		2.5
北海道	1. 95	23	1.90	18	0.05	49.9	36	47.6	34	2.3
青森県	1.89	27	1.83	27	0.06	51.5	32	47.2	38	4.3
岩手県	1. 99	16	1. 93	17	0.06	54. 1	26	52.9	18	1.2
宮城県	1. 79	47	1.74	45	0.05	46.6	42	45. 7	41	0.9
秋田県	1.84	35	1.77	37	0.07	57. 5	13	55. 1	13	2.4
山形県	1. 93	25	1.88	22	0.05	53. 4	27	51.6	23	1.8
福島県	1.84	35	1.76	40	0.08	50. 5	34	47. 9	33	2.6
茨城県	1.83	38	1.75	42	0.08	53. 1	29	50. 2	29	2.9
栃木県	1.82	40	1.76	40	0.06	55. 1	20	51. 1	26	4.0
群馬県	1.80	46	1. 79	33	0.01	52. 3	30	51.6	23	0.7
埼玉県	1.86	31	1.80	30	0.06	45.8	43	43. 7	43	2.1
千葉県	1.82	40	1.77	37	0.05	49.0	39	47.5	36	1.5
東京都	1.81	44	1.77	37	0.04	32. 1	47	30.3	47	1.8
神奈川県	1.82	40	1.75	42	0.07	44.0	45	41.6	46	2.4
新潟県	1.85	34	1.75	42	0.10	54. 4	24	49.8	31	4.6
富山県	1. 91	26	1.85	26	0.06	<b>56.</b> 2	16	54. 7	15	1.5
石川県	1.86	31	1.82	28	0.04	54. 3	25	51.8	22	2.5
福井県	2. 32	5	2. 26	4	0.06	53. 2	28	53. 5	17	△ 0.3
山梨県	1.83	38	1.79	33	0.04	55.8	17	51.5	25	4.3
長野県	1. 98	18	1.96	15	0.02	59. 5	8	57. 2	6	2.3
岐阜県	1.89	27	1.79	33	0.10	55.0	21	51.0	27	4.0
静岡県	1.86	31	1.80	30	0.06	49.4	38	47.6	34	1.8
愛知県	1.81	44	1.74	45	0.07	45. 4	44	41.9	45	3.5
三重県	1.97	20	1.79	33	0.18	55. 7	18	52. 2	21	3.5
滋賀県	1.98	18	1.87	25	0.11	59. 1	9	54.9	14	4. 2
京都府	1.97	20	1.95	16	0.02	49.7	37	47.4	37	2.3
大阪府	1.84	35	1.81	29	0.03	44.0	45	42.6	44	1.4
兵庫県	1.97	20	1.90	18	0.07	51.8	31	49. 1	32	2.7
奈良県	2.40	3	2.22	5	0.18	58.6	12	56. 2	9	2.4
和歌山県	2. 16	10	2.06	11	0.10	61.7	5	57.0	7	4. 7
鳥取県	1. 99	16	1.88	22	0.11	54.8	22	50.6	28	4. 2
島根県	2. 13	13	2.02	13	0.11	64.6	3	61.6	3	3.0
岡山県	2. 29	6	2.16	6	0.13	51. 3	33	50.0	30	1.3
広島県	1. 95	23	1. 90	18	0.05	47. 3	41	45. 1	42	2.2
山口県	2. 51	1	2.46	1	0.05	54.8	22	52. 5	20	2.3
徳島県	2.04	15	1. 90	18	0.14	64. 2	4	57. 5	5	6. 7
香川県	1.88	29	1.88	22	0.00	55. 7	18	56. 5	8	△ 0.8
愛媛県	1.82	40	1.74	45	0.08	48.6	40	47.0	39	1.6
高知県	2. 14	11	2.04	12	0.10	61. 1	6	54. 5	16	6.6
福岡県	1.88	29	1.80	30	0.08	50. 2	35	46. 2	40	4.0
佐賀県	2. 37	4	2. 27	3	0.10	71. 3	1	66. 4	1	4. 9
長崎県	2. 14	11	2.15	7	△ 0.01	57.4	14	55. 7	11	1.7
熊本県	2. 19	9	2.14	10	0.05	56. 3	15	52. 7	19	3.6
大分県	2. 43	2	2. 28	2	0.15	58. 7	11	55. 4	12	3. 3
宮崎県	2. 24	8	2. 15	7	0.09	68.6	2	63. 4	2	5. 2
鹿児島県	2.09	14	2.02	13	0.07	59.0	10	57.8	4	1.2
沖縄県	2. 29	6	2.15	7	0.14	60.3	7	55.8	10	4. 5

# II 地方公共団体における障害者雇用状況

### ① 県機関(法定雇用率2.3%)

### 第10表 概況

	1	2	3			障害者の数	女(人)		4	(5)	6
	機関数	法定雇用障害者の 算定の基礎となる	A.重度身体 障害者及び		C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外 の息体障実表	E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分			重度知的障	重度知的障	者、知的障	及び知的障害	D×0.5	F. つち新規雇用	3E÷2	達成機関数	率 達 成
			害者	害者である 短時間労働		者並びに精神 障害者である		分	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		<sup>及时间力衡</sup> 者		短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	3	7,423.0	39	2	102	4	184.0	9.0	2.48	3	100.0
肝叫尓	( 3)	( 7,402.5 )	( 34 )	( 2)	( 100 )	( 5)	( 172.5 )	( 11.0 )	( 2.33 )	( 3)	( 100.0 )
全 国	156	323,789.5	2,139	210	3,622	468	8,344.0	357.5	2.58	146	93.6
	( 156 )	( 322,490.5 )	( 2,105 )	( 209 )	( 3,627 )	( 477 )	( 8,284.5 )	( 366.0 )	( 2.57 )	( 145 )	( 92.9 )
									( ) Þ	内は、平成26年6	6月1日現在。

### 第11表 障害種別在職状況

	① 障害	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人)	)		3		知的障害者	首の数(人)			4	精神障害	害者の数(人)	)
	A.実障害者数	B.算出障害者数	A.重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者であ		D. 重度以外 の身体暗宝者	E. 計 A×2+B+C+1		A.重度知的障 事者	B. 重度知的 障害者である		D. 重度以外の 知的障害者で			A.精神障害	B. 精神障 害者である	C. 計	
	②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	2E+3E+4C		障害者である る短時間労 働者	者	である短時間労働者	D×0.5	F. うち新規雇用 分	古伯	短時間労働者	재미뿌급值	ある短時間労働者	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分		音句である 短時間労 働者		D. うち新規雇 用分
静岡県	147	184.0	39	2	95	2	176.0	9.0	0	0	2	2	3.0	0.0	5	0	5.0	1.0
肝凹木	( 141 )	( 172.5 )	( 34 )	( 2)	( 94 )	( 2)	( 165.0 )	( 8.0 )	( 0 )	( 0)	( 2)	( 3)	( 3.5 )	( 2.0 )	( 4)	( 0)	( 4.0 )	( 1.0 )
全 国	6,439	8,344.0	2,131	209	3,409	335	8047.5	300.5	8	1	57	70	109.0	31.5	156	63	187.5	25.5
<b>T</b> E	(6,418)	( 8,284.5 )	( 2,097 )	( 204 )	( 3,446 )	( 362 )	( 8025.0 )	( 311.0 )	( 8 )	( 5)	( 48 )	( 58 )	( 98.0 )	( 29.5 )	( 133 )	( 57)	( 161.5 )	( 25.5 )

()内は、平成26年6月1日現在。

### ② 市町等機関(法定雇用率2.3%)

### 第12表 概況

	1	2	3			障害者の数	女(人)		4	⑤	6
	機関数		A.重度身体 障害者及び		C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外 の晶体障害者	E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分		昇足の基礎となる 職員数	厚音有及び 重度知的障		右、知的障	及び加門坪吉	D×0.5		[3E÷2]	達成機関数	率 達 成
			害者			者並びに精神 障害者である		分	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		及时间力衡 者	仲阧舌伯	短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	44	30,162.5	178	4	349	13	715.5	60.5	2.37	42	95.5
肝凹尓	( 43 )	( 29,723.0 )	( 166 )	(6)	( 336 )	( 14)	( 681.0 )	( 63.0 )	( 2.29)	( 36)	( 83.7 )
全 国	2,344	1,075,882.5	6,668	446	11,656	951	25,913.5	1,596.0	2.41	2,028	86.5
포 띰	( 2,336 )	(1,061,832.5)	(6,446)	( 445 )	(11,459)	( 938)	( 25,265.0 )	( 1,775.5 )	( 2.38)	( 1,939 )	( 83.0 )

( )内は、平成26年6月1日現在。

#### 第13表 隨害種別在職状況

710-000																		
	① 障害:	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人)	1		3		知的障害者	ずの数(人)			4	精神障害	害者の数(人)	)
	A.実障害者数	B.算出障害者数	A.重度身体	B. 重度身体	C.重度以外	D. 重度以外	E. 計		A.重度知的障			D. 重度以外の	E. 計				C. 計	
	②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	2E+3E+4C		障害者であ る短時間労 働者	伯	の身体障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間労働者	知的障害者	知的障害者で ある短時間労働 者	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分		害者である 短時間労 働者		D. うち新規雇 用分
静岡県	544	715.5	173	4	278	8	632.0	60.5	5	0	36	1	46.5	6.0	35	4	37.0	3.5
肝叫乐	( 522 )	( 681.0 )	( 163 )	( 5)	( 266 )	( 10)	( 602.0 )	( 47.5 )	( 3)	( 1)	( 33 )	( 2)	( 41.0 )	( 7.5 )	( 37 )	( 2)	( 38.0 )	( 8.0 )
全 国	19,721	25,913.5	6,608	421	10,107	677	24,082.5	1,327.0	60	25	489	123	695.5	106.5	1,060	151	1,135.5	162.5
土国	(19,288)	25,265.0	(6,389)	( 418 )	(10,138)	(670)	( 23,669.0 )	( 1,479.0 )	( 57 )	( 27 )	( 434 )	( 130 )	( 640.0 )	( 177.0 )	( 887)	( 138)	( 956.0 )	( 119.5 )

()内は、平成26年6月1日現在。

# ③ 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

### 第14表 概況

	1	2	(3)			障害者の数	tr( l )		<b>4</b> )	⑤	6
	機関数	法定雇用障害者の	A.重度身体		C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外	E. 計 A×2+B+C+		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分				重度知的障	者, 知的障	及び知的障害者並びに精神	D×0.5	F. うち新規雇用 分	3E÷2	達成機関数	率達成
					対除宝老	障害者である			× 100		機関割合
	(機関)	(人)		者	1714-0-0	短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	4	20,750.0	100	2	218	2	421.0	35.0	2.03	1	25.0
肝叫木	(4)	( 20,731.0 )	( 103 )	( 2)	( 209 )	( 2)	( 418.0 )	( 23.0 )	( 2.02 )	( 2)	( 50.0)
全 国	119	661,646.5	3,451	160	6,925	459	14,216.5	1,106.5	2.15	88	73.9
± 🖪	( 120 )	( 665,156.5 )	(3,391)	( 149 )	( 6,770 )	( 459 )	( 13,930.5 )	( 1,139.5 )	( 2.09)	( 80)	(66.7)
	•		•	•		•			( ) P	勺は、平成26年6	5月1日現在。

### 第15表 障害種別在職状況

	① 障害:	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人)			3		知的障害者	香の数(人)			4	精神障害	害者の数(人)	
区分	A.実障害者数 ②(A+B+C+D) +(③(A+B+C+D) +(④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	A.重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者であ る短時間労 働者	の身体障害	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	A.重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間労働者	知的障害者	D. 重度以外の 知的障害者で ある短時間労働 者	A×2+B+C		A.精神障害 者	B. 精神障害者である短時間労働者		D. うち新規雇 用分
静岡県	322	421.0	100	2	184	1	386.5	23.0	0	0	16	1	16.5	8.0	18	0	18.0	4.0
門門禾	( 316 )	( 418.0 )	( 103 )	( 2 )	( 181 )	( 1)	( 389.5 )	( 18.0 )	( 0 )	( 0 )	( 9 )	( 1 )	( 9.5 )	( 1.0 )	( 19 )	( 0)	( 19.0 )	( 4.0 )
全 国	10,995	14,216.5	3,401	157	6,120	327	13,242.5	817.5	50	3	264	63	398.5	159.5	541	69	575.5	129.5
土国	(10,769)	( 13,930.5 )	(3,346)	( 143 )	( 6,039 )	( 299 )	( 13,023.5 )	( 830.5 )	(45)	( 6)	( 267 )	( 99 )	( 412.5 )	( 147.0 )	( 464 )	(61)	( 494.5)	( 162.0 )

()内は、平成26年6月1日現在。

### ④ 独立行政法人等(法定雇用率2.3%)

### 第16表 概況

		•	•								
	1	2	3			障害者の数	女(人)		4	(5)	6
	機関数		A.重度身体				E. 計		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分		算定の基礎となる 職員数	障害者及び 重度知的障		者 知的障	及び知的障害	A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用	[3E÷2]	達成機関数	率 達 成
			害者	害者である	害者及び精	者並びに精神 障害者である		分	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		短時間労働 者	神障害者	短時間労働者			(%)	(機関)	(%)
静岡県	6	4,694.0	29	2	45	1	105.5	20.5	2.25	4	66.7
肝叫乐	(6)	( 4,491.0 )	( 22 )	( 2)	( 38 )	( 0)	( 84.0 )	( 10.0 )	( 1.87)	( 2)	( 33.3)
全 国	330	411,035.5	2,422	148	4,412	247	9,527.5	1,418.5	2.32	241	73.0
± 🖪	( 322 )	( 398,351.5	(2,316)	( 124 )	( 4,311 )	( 222 )	( 9,178.0 )	( 1,287.0 )	( 2.30)	( 244)	( 75.8)

()内は、平成26年6月1日現在。

#### 第17表 隨害種別在職状況

20113	には日はまかい	エキザインへひし																
	① 障害:	者の数(人)	2	:	身体障害者の	0数(人)			3	知的	障害者の数(人	()			4	精神障害	害者の数(人)	
区分	A.実障害者数 ②(A+B+C)+ ③(A+B+C)+ ④(A+B)	B.算出障害者数 ②D+③D+④C	A.重度身体 障害者		の身体障害者	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C+	F. うち新規雇用 分	A.重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間労働者	知的障害者		A × 2+B+C	F. うち新規 雇用分	者	B. 精神障害者である短時間労働者	A+B×0.5	D. うち新規雇 用分
静岡県	77	105.5	29	2	28	1	88.5	15.5	0	0	5	0	5.0	0.0	12	0	12.0	5.0
肝凹木	(62)	( 84.0 )	( 22 )	( 2)	( 27 )	( 0)	( 73.0 )	( 7.0 )	( 0 )	( 0 )	( 4)	( 0)	( 4.0 )	( 0.0 )	(7)	( 0)	( 7.0 )	( 3.0 )
全 国	7,229	9,527.5	2,123	138	2,878	139	7,331.5	942.5	299	10	566	19	1,183.5	204.5	968	89	1,012.5	289.5
포 🖭	( 6,973 )	( 9,178.0 )	( 2,030 )	( 120 )	( 2,942 )	( 143 )	( 7,193.5 )	( 813.5 )	( 286 )	( 4)	( 509 )	( 11 )	(1,090.5)	( 224.0 )	( 860 )	(68)	( 894.0 )	( 249.5 )

()内は、平成26年6月1日現在。

# ⑤ 公的機関の各機関の状況

# 第18表 県機関の状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,423.0	184.0	2.48	0.0	
静岡県	5,926.0	148.0	2.50	0.0	注4
静岡県立静岡がんセンター	712.0	17.0	2.39	0.0	
静岡県警察本部	785.0	19.0	2.42	0.0	

### 第19表 市町等機関の状況(法定雇用率2.3%)

为13次 [[m] 守城两少伙伍(	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	30,162.5	715.5	2.37	8.0	
静岡市	4,933.0	113.5	2.30	0.0	
浜松市	4,745.5	110.0	2.32	0.0	
沼津市	1,427.0	32.0	2.24	0.0	注4
熱海市	382.0	11.0	2.88	0.0	注4
三島市	683.0	16.0	2.34	0.0	注4
富士宮市	1,017.0	26.0	2.56	0.0	注4
伊東市	719.5	19.0	2.64	0.0	注4
島田市	1,122.5	26.0	2.32	0.0	注4
富士市	1,553.0	36.0	2.32	0.0	
磐田市	991.5	25.0	2.52	0.0	注4
焼津市	1,050.0	24.0	2.29	0.0	注4
掛川市	912.0	25.0	2.74	0.0	注4
藤枝市	1,116.5	25.5	2.28	0.0	注4
御殿場市	769.0	20.0	2.60	0.0	注4
袋井市	551.5	12.5	2.27	0.0	注4
下田市	199.0	5.0	2.51	0.0	
裾野市	606.0	13.5	2.23	0.0	注4
湖西市	647.0	16.0	2.47	0.0	注4
御前崎市	421.0	11.0	2.61	0.0	注4
伊豆市	399.0	11.0	2.76	0.0	注4
伊豆の国市	481.0	12.0	2.49	0.0	注4
菊川市	487.5	11.5	2.36	0.0	注4
牧之原市	315.0	8.0	2.54	0.0	
東伊豆町	126.0	2.0	1.59	0.0	
河津町	87.5	3.0	3.43	0.0	
南伊豆町	83.0	3.0	3.61	0.0	
松崎町	82.0	5.0	6.10	0.0	
西伊豆町	92.0	2.0	2.17	0.0	
函南町	224.0	6.0	2.68	0.0	注4
清水町	194.0	6.0	3.09	0.0	注4
長泉町	214.0	5.0	2.34	0.0	注4
小山町	197.0	3.0	1.52	1.0	注4
吉田町	242.0	5.0	2.07	0.0	
川根本町	130.0	3.0	2.31	0.0	
森町	338.0	8.0	2.37	0.0	
下田市教育委員会	96.5	3.0	3.11	0.0	
森町教育委員会	75.0	1.0		0.0	
東伊豆町教育委員会	44.0	2.0	4.55	0.0	
静岡市上下水道局	417.5			0.0	
浜松市上下水道部	324.5		2.31	0.0	
共立蒲原総合病院組合	356.5	8.0	2.24	0.0	
浜名湖競艇企業団	176.0		2.27	0.0	
磐田市立総合病院	588.0	13.0	2.21	0.0	
掛川市•袋井市病院企業団	546.5	5.0	0.91	7.0	

### 第20表 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	20,750.0	421.0	2.03	34.0	
静岡県教育委員会	14,896.5	312.0	2.09	15.0	
静岡市教育委員会	2,712.0	47.0	1.73	12.0	
浜松市教育委員会	2,926.0	57.0	1.95	7.0	
富士市教育委員会	215.5	5.0	2.32	0.0	

#### 第21表 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	-	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,694.0	105.5	2.25	2.5	
国立大学法人静岡大学	1,042.0	22.5	2.16	0.5	
静岡県公立大学法人	320.5	8.0	2.50	0.0	
地方独立行政法人静岡県立病院機構	1,714.0	42.0	2.45	0.0	
国立大学法人浜松医科大学	1,299.5	27.0	2.08	2.0	
公立大学法人静岡文化芸術大学	107.0	2.0	1.87	0.0	
独立行政法人海技教育機構	211.0	4.0	1.90	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
  - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び 重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び 重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
  - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
    - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
  - 4 注4の機関は、特例認定を受けている。 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき認定を受けた場合に、当 該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

# ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

	民間企業       一般の民間企業       2.0%         民間企業       (50人以上規模の企業)         特殊法人等       2.3%
$\bigcirc$	民間企業 (50人以上規模の企業)
	└ 特殊法人等 2.3%
	<ul><li>労働者数43.5人以上規模の特殊法人、</li><li>独立行政法人、国立大学法人等</li></ul>
$\bigcirc$	国、地方公共団体 2.3%
	(43.5人以上規模の機関)
$\bigcirc$	都道府県等の教育委員会 2.2%
	(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

# 【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数障害者雇用率 =+ 失業している身体障害者及び知的障害者の数<br/>常用労働者数 + 失業者数

- ※特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※法定雇用率については、平成25年4月1日から改定がなされ、それぞれ、一般の民間 企業: $1.8\%\rightarrow2.0\%$ 、特殊法人等、国、地方公共団体: $2.1\%\rightarrow2.3\%$ 、都道府県等の 教育委員会: $2.0\%\rightarrow2.2\%$ となった。

# ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、 「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告(毎年6月1日の状況)

(障害者雇用促進法 第43条第7項)

雇入れ計画作成命令(2年計画)

翌年1月を始期とする2年間の計画 (※)を作成するよう、公共職業安定 所長が命令を発出

(同法第46条第1項)

雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、 適正な実施を勧告(計画1年目12月) (同法第46条第6項)

特 別 指 導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施(計画期間終了後に9か月間)

企業名の公表

(同法第47条)

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に 対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

# [指導実績]

- 平成26年度の実績
  - \*「雇入れ計画作成命令」の発出

10社

\* 雇入れ計画の「適正実施勧告」

3 社

\*「特別指導」の実施

2 社

- 雇入れ計画を実施中の企業 12社(26年度末現在)
- 本県における企業名公表について 本県における厚生労働省による未達成企業の「企業名の公表」は、平成17 年に浜松市に本社がある建設業の「富士ハウス株式会社」。

ただし、平成21年1月30日倒産。